

平成30年（行夕）第19号 保証金没取申立事件

決 定

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

申 立 人	公 正 取 引 委 員 会
同 代 表 者 委 員 長	杉 本 和 行
同 指 定 代 理 人	田 中 久 美 子
同	高 木 勝
同	坂 本 智 之
同	大 石 規 矩 子
同	増 田 達 郎

大阪市西区京町堀1丁目3番17号

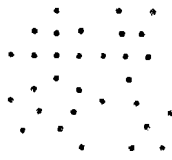
相 手 方	N T N 株 式 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	大 久 保 博 司
同 代 理 人 弁 護 士	長 澤 哲 也
同	酒 匂 景 範
同	中 山 貴 博
同	茂 木 龍 平
同	石 井 崇
同	大 多 和 樹
同	増 田 慧

主 文

申立人が平成25年3月29日に行った排除措置命令（平成25年（措）第6号）につき、相手方がその執行を免れるために保証金として供託した800万円の全部を没取する。

理 由

第1 本件申立ての趣旨及び理由



本件申立ての趣旨及び理由は、別紙「保証金没取の申立書」及び別紙「意見書」記載のとおりであり、相手方の意見は、別紙「保証金没取申立てに対する意見」記載のとおりである。

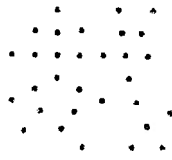
第2 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

(1) 申立人は、平成25年3月29日、相手方が他の事業者3社と共同して、産業機械用軸受の販売価格を引き上げること合意することにより、公共の利益に反して、我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限することによって、また、自動車用軸受の販売価格を引き上げること合意（以下、これら合意を「本件各合意」という。）することにより、公共の利益に反して、我が国における自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限することによって、それぞれ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの。以下「独占禁止法」という。）2条6項所定の不当な取引制限を行い、同法3条の規定に違反したところ、各違反行為が組織的で、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、そのうち相手方を含む計3社に対し特に排除措置を命ずる必要があるとして、本件各合意が消滅している旨を取締役会において決議すること等を内容とする排除措置命令（平成25年（措）第6号。以下「本件排除措置命令」という。）を発した。

(2) 相手方は、平成25年4月23日、申立人に対し、本件排除措置命令につき独占禁止法49条6項に基づき審判請求をするとともに、本件排除措置命令の執行免除を当庁に申し立てた。

これを受けて、当庁が、同年5月27日に保証金として800万円を供託することにより、本件排除措置命令が確定するまでその執行を免れるとする決定（平成25年（行タ）第47号）をしたところ、相手方は、同月30日、



東京法務局に同額を供託した（平成25年度金第9110号。以下「本件保証金」という。）。

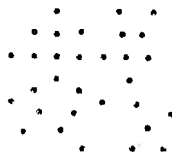
- (3) 申立人は、平成25年7月17日、相手方に対し審判開始通知書を送付し、審判手続が開始された（平成25年（判）第21号）。
- (4) 申立人は、平成24年6月14日、本件排除措置命令に先立って、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、相手方を含む計3社及び3社の軸受の販売に関する業務に従事していた7名を検事総長に告発していた。

東京地方裁判所は、平成27年2月4日、相手方の取締役事業本部（自動車・産業機械）担当及び執行役員産業機械事業本部副本部長兼東京支店長が、相手方の従業員らと共謀の上、他の事業者3社と共同して、産業機械用軸受の販売に関し、相手方ら4社の事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限し、相手方の執行役員産業機械事業本部副本部長兼東京支店長が、相手方の従業員らと共謀の上、他の事業者3社と共同して、自動車用軸受の販売に関し、相手方ら4社の事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限したとして、相手方を罰金4億円、相手方の取締役事業本部（自動車・産業機械）担当を懲役1年6月・執行猶予3年、相手方の執行役員産業機械事業本部副本部長兼東京支店長を懲役1年・執行猶予3年に処した。

相手方、相手方の取締役事業本部（自動車・産業機械）担当及び執行役員産業機械事業本部副本部長兼東京支店長は、同判決を不服として控訴して、本件各合意の有無等を争ったが、当庁は、平成28年3月22日、相手方らの控訴を棄却した。

相手方は、同判決を不服として上告したが、最高裁判所は、平成29年12月5日、上告を棄却した。

- (5) 相手方は、平成29年12月22日、本件排除措置命令に対する審判請求



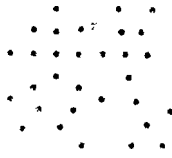
を取り下げた。

(6) 申立人は、平成30年1月24日、独占禁止法70条の7第1項に基づいて本件保証金の没取を申し立てた。

2 排除措置命令の執行免除と排除措置命令の確定による保証金の没取の制度は、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託させて、排除措置命令の確定までその執行を免れることができることとする一方で、排除措置命令が確定したときは、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができることによつて、独占禁止法に違反する行為の速やかな排除という公益上の要請と排除措置命令の執行による回復困難な損害の回避という被審人の利益保護の要請との調和を図るとともに、安易な執行免除の申立てを抑制することを目的とするものである。保証金又は有価証券の供託によつて排除措置命令の執行を免れながら後にこれが確定した場合、被審人は、本来ならば速やかに実行されるべきであった排除措置命令の内容の実現及び違反行為の排除を当該確定まで免れていたことになるから、被審人が供託をしていた保証金又は有価証券は、特段の事情がない限り、全部没取されるべきである。

これを本件についてみると、本件各合意等に関する相手方の主張内容、本件排除措置命令後その確定まで経過した期間、本件保証金の額や相手方の資本金額や年間売上額等からうかがえる相手方の資力及び営業規模等の諸般の事情を総合すると、本件において上記特段の事情は認められないから、本件保証金の全額を没取するのが相当である。

3 これに対し、相手方は、①審判請求における相手方の主張が正当なものであり、②本件排除措置命令の執行を不当に遅延させていないと主張するが、保証金没取の趣旨は上記2のとおりで、濫用的な執行免除の申立てなどに限ってその趣旨が妥当するものではない。そして、1で認定した本件排除措置命令が確定するまでの経緯等によれば、①及び②の主張が上記特段の事情に該当するとはいえない。



また、相手方は、③違反行為を再発させたという事実は存せず、④違反行為の再発防止策を講じたと主張するが、排除措置命令を執行することによって一般的に独占禁止法に違反する行為を阻止・排除し、もって侵害された競争秩序を回復することが公益上の要請であると解されるから、排除措置命令に係る違反行為が既に終了し、そのことが排除措置命令において確認され、排除措置命令の執行免除後に実際に違反行為がされなかったからといって、公益上の要請が満たされるものではない。

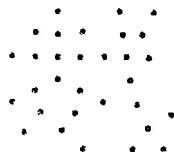
本件排除措置命令は、公正取引委員会が、平成23年7月26日、独占禁止法102条1項に基づき臨検及び捜索を行ったところ、同日以降、相手方ら4社が本件各合意の実行を確保するための情報交換等の行為をしておらず、本件各合意は事実上消滅しているものと認められるとしつつ、違反行為が組織的に行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案して、特に相手方を含む3社について排除措置命令を発する必要があるものとして、本件排除措置命令を行っていることに鑑みても、相手方の指摘は、上記特段の事情に該当するとはいえない。

さらに、相手方は、⑤保証金相当額の800万円の運用利益を凍結されたことから、保証金800万円の全額を没取する必要は認められないとも主張するが、保証金を供託させれば、その間における運用利益が凍結されるのは当然であり、そのことをもって、上記特段の事情に該当するとはいえない。

その余の相手方の主張を考慮しても、本件において、上記特段の事情を認めることはできない。

- 4 以上によれば、本件申立てを相当と認め、保証金800万円の全部を没取することとし、主文のとおり決定する。

平成30年4月23日



東京高等裁判所第3特別部

裁判長裁判官 萩 原 秀 紀

裁判官 河 田 泰 常

裁判官 馬 場 純 夫

裁判官 西 森 政 一

裁判官 矢 向 孝 子

(別紙)



正本

保証金没取の申立書

平成30年1月24日

東京高等裁判所第3特別部 御中

〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

申立人 公正取引委員会
同代表者委員長 杉本和行

送達場所 〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 増田宛て

(FAX 03-3581-5416)
(電話 03-3581-3381)

申立人指定代理人 田中久美 (印)
高木 (印)
坂本智之 (印)
大石規矩 (印)
増田達郎 (印)

〒550-0003

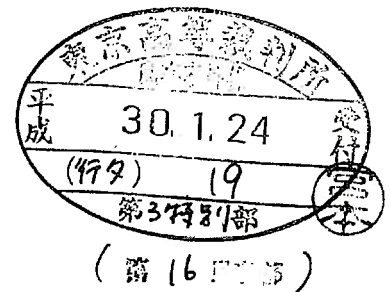
大阪市西区京町堀一丁目3番17号

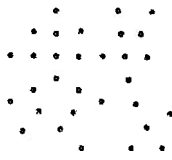
相手方 「NTN株式会社」
同代表者代表取締役 大久保博司

保証金没取申立事件

貼用印紙額 1,000円

貼付印紙	1000円
郵便切手	2900円
備考	認印 (印)





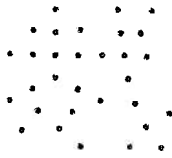
申立ての趣旨

申立人が平成25年3月29日に行った排除措置命令（平成25年（措）第6号）につき、相手方がその執行を免れるために保証金として供託した金800万円の全部を没取するとの決定を求める。

理 由

1 申立人が平成25年3月29日に行った排除措置命令（平成25年（措）第6号事件。以下「本件排除措置命令」という。）について、相手方が、同年4月23日、申立人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条第6項の規定に基づき審判請求を行うとともに、同日、東京高等裁判所に対して、同法第70条の6第1項の規定に基づき本件排除措置命令の執行を免れるため同命令の執行免除の申立てを行った。東京高等裁判所は、同年5月27日に保証金として金800万円を供託することにより本件排除措置命令確定まで執行を免除する旨の決定（平成25年（行夕）第47号）をし、相手方は同月30日に東京法務局に保証金として金800万円を供託（平成25年度金第9110号）した。

一方、申立人が相手方に対し平成25年7月17日に審判開始通知書を送付したことにより、審判手続が開始されたが（平成25年（判）第21号）、相手方は、平成29年12月22日、申立人に対して審判請求を取り下げた（疎甲第1号証）ことにより、独占禁止法第52条第5項の規定に基づき本件排除措置命令が同日確定した。



したがって、申立人は、独占禁止法第70条の7第1項の規定に基づき保証金の没取を申し立てるものである。

2 本件排除措置命令の対象とされた行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものである。そして、排除措置命令の命ずる名宛人の違反行為を排除する措置はその性質上迅速に実現されるべきであるとの公益上の要請があることから、本件排除措置命令は、同法第49条第2項に規定されているとおり、同命令書の謄本が名宛人に送達されたときにその効力を生じ、確定前においてもその執行力を有するものであり、その効力は同法第97条の規定に基づく排除措置命令違反に対する過料によって担保されている。

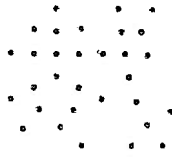
他方、排除措置命令は、審判の結果、取り消されることがあり、この場合、長期間経過後に取り消されても、既に同命令の効力に拘束されてきた名宛人にとって原状を回復することが極めて困難であるか又は不可能であるという場合があることも否定はできない。

そこで、これらを調整して、安易な執行免除の申立てを防止するため、独占禁止法第70条の6第1項の規定によって供託による排除措置命令の執行免除制度が設けられ、同法第70条の7第1項の規定によって同命令が確定した場合における保証金の没取の制度が設けられているのである。

したがって、排除措置命令が確定した場合には、特段の事情がない限り、独占禁止法第70条の7第1項の規定に基づき保証金の全部を没取することが制度の目的に合致するというべきである。

3 本件の場合、本件排除措置命令は平成29年12月22日に確定している。また、本件について保証金の全部又は一部について返還を認めるべき特段の事情も見当たらない。

よって、本件においては、相手方が本件排除措置命令についてその執行を免れるために保証金として供託した金800万円の全部を没取すべきである。



以上

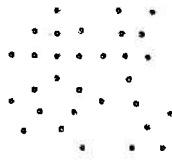
疎明方法

- 1 疎甲第1号証 審判請求の取下書謄本

附属書類

- | | |
|---------------|-----|
| 1 保証金没取の申立書副本 | 1 通 |
| 2 疎甲号証 | 2 通 |
| 3 指定書 | 1 通 |
| 4 履歴事項全部証明書 | 1 通 |

(別紙)



正本

平成30年(行夕)第19号 保証金没取の申立事件

申立人 公正取引委員会

相手方 NTN株式会社








第3特別部(民事)

意見書

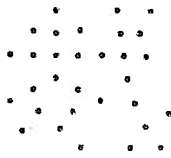
平成30年3月16日

東京高等裁判所第3特別部 御中

申立人指定代理人	田	中	久美子	
	高	木		
	坂	本	智	
	大	石	規矩子	
	増	田	達郎	

申立人は、本書面において、相手方の平成30年2月27日付け意見書(以下「相手方意見書」という。)に対して、必要な範囲で意見を述べる。

なお、本書面において用いる固有名詞等の略称は、新たに用いるもののほか、平成30年1月24日付け保証金没取の申立書(以下「本件申立書」という。)と同様である。



1 保証金の全部を没取すべきであること

相手方は、裁判所が保証金等の没取の適否や額を判断するに当たっては、被審人の執行免除の申立てが濫用的に行われたものでない限り、執行免除が認められたことで競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が損なわれた程度や保証金等の供託により被審人が受けた不利益が考慮されるべきであるとし、①相手方の審判請求における主張は正当なものであること、②本件排除措置命令の執行を不当に遅延させていないこと、③相手方が違反行為を再発させたという事実は存在しないこと、④相手方が違反行為の再発防止策を講じていること、⑤保証金相当額の金800万円の運用利益を凍結させられたことを挙げて、本件において保証金の全額を没取する必要は認められないと主張する(相手方意見書2～10頁)。

しかしながら、排除措置命令が確定した場合には、特段の事情がない限り、保証金の全額を没取することが制度の目的に合致するというべきである(例えば、東京高等裁判所平成29年12月26日決定〔株式会社内田組に対する保証金没取申立事件〕)。

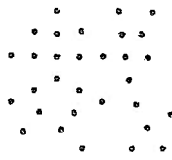
そして、下記2に述べるように、相手方が挙げる事情を踏まえても、特段の事情があるものとは認められず、保証金の全部を没取すべきである。

2 相手方が挙げる事情を踏まえても、特段の事情は認められず、保証金の全部を没取すべきであること

(1) 相手方の上記1の①及び②の主張について

ア 相手方の主張

相手方は、審判手続における主張は同一の違反行為に関する刑事事件における主張と同内容であり、東京地方裁判所の判決を引用するなどして、相手方が本件合意の成立を争ったことは正当であり、また、審判請求を取り下げたのは相手方が本件排除措置命令の執行を不当に遅延させる意図を有していなかったからにほかならないと主張する(相手方意見書第2の1〔6～8頁〕)。



イ 申立人の主張

既に本件申立書の理由2(2頁)で述べたとおり、排除措置命令の命ずる名宛人の違反行為を排除する措置はその性質上迅速に実現されるべきとの公益上の要請がある一方、審判の結果、排除措置命令が取り消された場合、既に同命令に拘束されてきた名宛人に回復困難な損害が生じる場合があることも否定できないので、これらを調整して、安易な執行免除を防止するため、独占禁止法第70条の6第1項の規定によって執行免除制度が設けられ、同法第70条の7第1項の規定によって、保証金没取の制度が設けられている。

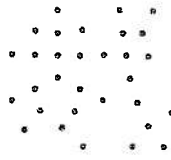
かかる趣旨からすれば、相手方の審判手続における主張が刑事事件における主張と同内容であった場合や、本件排除措置命令の執行を不当に遅延させる意図を有していなかった場合など相手方の主張が特段の事情に該当するものとはいえないことは明らかである。

したがって、相手方の主張は、理由がない。

(2) 相手方の上記1の③及び④の主張について

相手方は、違反行為を再発させたという事実は存在せず、違反行為の再発防止策を講じていることから、競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害された程度は軽微であると主張する(相手方意見書第2の2〔9頁〕)。

しかし、排除措置命令は、違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置等として命じられるものであり、これを迅速に実現して競争秩序の速やかな回復等を図ることが公益上の要請といえる。そして、本件排除措置命令は、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置として命じたものであるところ、当該命令は、相手方が主張するような策を講じていることも踏まえ、なお必要な措置であるとして命じたものである。そして、相手方は、本件排除措置命令で命じていること全てを命令時に行ってはならず、競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害された程度は軽微であるとの相手方の主張は根拠を欠く。また、本件排除措置命令は、既



に行った違反行為につき、前述のために必要な措置として命じているものであって、その措置が迅速に実現されるべきであるという公益上の要請を論じているのであるから、別の違反行為を再発させていないことは、当該公益上の要請が害された程度が軽微であると評価できるような事情とも到底いえない。

以上のとおり、相手方の主張は、理由がない。

(3) 相手方の上記1の⑤の主張について

相手方は、金800万円の運用利益を凍結させられたと主張する（相手方意見書第2の3〔10頁〕）。

しかし、独占禁止法第70条の6及び同法第70条の7の趣旨は、上記(1)イに述べたとおりであるところ、保証金を供託させれば、その間における運用利益は凍結されるものであり、すなわち、相手方が主張する事情は法が既に当然に予定していることといえ、特段の事情に該当するものとはいえない。

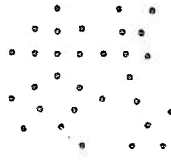
したがって、相手方の主張は、理由がない。

(4) 相手方のその余の主張について

相手方は、既往の違反行為に係る保証金等の没取について、違反行為が再発していない限り、公益上の要請が害される程度は軽微であるとか、保証金等の没取の適否や額を決定するに当たっては、排除措置命令違反に対する過料の上限である50万円との均衡が考慮されるべきであるとも主張する（相手方意見書第1の2及び3〔3～4頁〕）。

しかし、既往の違反行為についても、排除措置命令を迅速に実現して競争秩序の速やかな回復等を図ることが公益上の要請といえること、また、違反行為が再発していない限り公益上の要請が害される程度は軽微であるとはいえないことは、上記(2)のとおりである。

また、過料と供託保証金とはその法の趣旨及び適用の場面を異にするものであって、独占禁止法第97条に規定されている過料の上限が没取すべき保証金の上限となることは、同法が予定するところではない。



以上のとおり，これらの相手方の主張もまた，理由がない。

3 結語

よって，本件において保証金の全部又は一部について返還を認めるべき「特段の事情」はなく，速やかに保証金の全部について没取が認められるべきである。

以 上

正本



平成30年(行夕)第19号 保証金没取申立て事件

申立人 公正取引委員会

相手方 NTN株式会社

平成30年2月27日

東京高等裁判所第3特別部 御中

〒530-0003

大阪市北区中之島二丁目3番18号

中之島フェスティバルタワー27階

弁護士法人大江橋法律事務所(送達場所)

電話 06-6208-1500 FAX 06-6226-3055

相手方代理人

弁護士 長 澤 哲



弁護士 酒 匂 景



弁護士 中 山 貴



〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビル2階

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所

電話 03-5224-5566 FAX 03-5224-5565

弁護士 茂 木 龍



弁 護 士 石 井



弁 護 士 大 多 和



弁 護 士 増 田



保証金没取申立てに対する意見

御庁頭書事件につき、相手方の意見は以下のとおりである。

なお、以下では、平成25年法律第100号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を「独占禁止法」という。

第1 執行免除制度について

1 執行免除制度の趣旨について

公正取引委員会による排除措置命令は、その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによってその効力を生じるものとされているが（独占禁止法49条2項）、独占禁止法は、排除措置命令に不服がある者に対して、審判を請求することができる権利を保障する（独占禁止法49条6項）とともに、排除措置命令が確定するまでは保証金等を供託することにより当該排除措置命令の執行を免れることができることを認めている（独占禁止法70条の6第1項）。このように、執行免除制度は、被審人が公正取引委員会による排除措置命令の当否について審判手続において争うことを正当な権利行使として保障する一方、保証金等の没取制度を設けて安易な執行免除を牽制するものである。

このような執行免除制度の趣旨に照らせば、保証金等の没取（独占

禁止法70条の7)について厳格な運用をすることは、独占禁止法が被審人に保障している正当な権利行使を否定するものとなり、独占禁止法が審判請求及び執行免除制度を定めることで、公正取引委員会による排除措置命令を争うことができる権利を保護した趣旨を没却することになりかねない。

そこで、裁判所が保証金等の没取の適否や額を判断するに当たっては、被審人の執行免除の申立てが濫用的に行われたものでない限り、執行免除が認められたことで競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が損なわれた程度や保証金等の供託により被審人が受けた不利益が考慮されるべきである。

2 既往の違反行為に係る保証金等の没取について

審判請求が認容されずに確定した場合、本来排除措置命令が発出された時点で行われるべきであった排除措置命令の執行が、排除措置命令の確定まで延期されたことによる公益上の損害が生じる可能性はある。例えば、違反行為が終了しておらず、排除措置命令の内容が違反行為の差止めを命じるものである場合、排除措置命令の執行が延期されるということは、違反行為が継続することを意味するのであるから、この場合、競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害される程度は大きいといわざるを得ない。これに対して、違反行為が既に消滅している場合における排除措置命令の内容は、違反行為が消滅していることの確認、その旨の周知措置、将来における違反行為の禁止、再発防止措置等を命じるものであり、排除措置命令の執行が延期されたとしても、違反行為が再発していない限り、競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害される程度は軽微である。

他方、排除措置命令の執行免除を求める被審人は、審判手続の期間

中、供託した保証金等に相当する金額を運用することができず、その運用利益を失うという具体的な不利益を受ける。

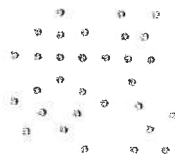
このように、違反行為が既に消滅している事案において、排除措置命令がなされ、保証金等の供託によりその執行を免除された場合には、その後、排除措置命令が確定したとしても、それにより公益上の要請が害される程度は軽微である。むしろ、安易な執行免除の申立ての防止という目的は、審判手続の期間中、被審人が供託した保証金等の運用利益を逸失することによって図られている。

したがって、違反行為が既に消滅している場合については、保証金等を没取する必要性は低い。

3 保証金等の没取の適否や額を決定するに当たっては、排除措置命令違反に対する過料の上限との均衡が考慮されるべきこと

審判を請求した被審人が排除措置命令の執行を回避する方法は、独占禁止法70条の6に基づき保証金等の供託による執行免除決定を受けるか、排除措置命令を履行せずに独占禁止法97条による過料の制裁を受けるかのいずれかである。そのため、執行免除のため供託する保証金等は、実質的には、確定前の排除措置命令に従わなかったことについて排除措置命令違反の過料に代わる金銭を前払いするものであると位置付けられているところ（白石忠志『独占禁止法〔第2版〕』489頁（有斐閣，平成21年））、排除措置命令違反の過料として定められている金額は50万円以下にすぎない。

したがって、保証金等の没取の適否や額を決定するに当たっては、排除措置命令違反に対する過料の上限である50万円との均衡が考慮されるべきである。



4 保証金の没取の申立てを却下したり、一部の没取のみ認容したりした先例が存在すること

過去10年間の保証金没取申立て事件に係る御庁の先例では、違反行為が終了した後違反行為が行われていないこと、濫用的なあるいは不当不適切な訴訟活動が行われていないことなどを挙げた上、競争秩序の速やかな回復という公益上の要請、被審人の利益保護の要請、安易な執行免除申立ての阻止という執行免除及び保証金制度の目的は、保証金を供託させ、その運用利益を凍結させたことにより達せられており、更に供託された保証金を没取しなければならない理由を見いだすことは困難というべきであるとして、保証金の没取の申立てを却下したものがあつた（東京高等裁判所平成22年3月15日決定〔JFEエンジニアリング株式会社に対する保証金没取申立事件〕）ほか、違反行為が終了した後違反行為が行われていないこと、濫用的なあるいは不当不適切な訴訟活動が行われていないことなどを挙げて、保証金の一部のみを没取したものが多数存在する（供託金額が500万円以上の事例に関するものとして、東京高等裁判所平成21年8月4日決定〔新日本石油株式会社に対する保証金没取申立事件。700万円のうち350万円を没取〕、東京高等裁判所平成22年6月14日決定〔株式会社日立ディスプレイズに対する保証金没取申立事件。1000万円のうち200万円を没取〕、東京高等裁判所平成22年6月15日決定〔三菱重工業株式会社に対する保証金没取申立事件。3000万円のうち1500万円を没取〕、東京高等裁判所平成22年5月18日決定〔川崎重工業株式会社に対する保証金没取申立事件。3000万円のうち1500万円を没取〕、東京高等裁判所平成23年9月15日決定〔日立造船株式会社に対する保証金没取申立事件。3000万円のうち1500万円を没取〕、東京高等裁判所平成24年3月28日決定



〔株式会社カネカに対する保証金没取申立事件。1000万円のうち500万円を没取〕、東京高等裁判所平成24年10月1日決定〔株式会社バンテックに対する保証金没取申立事件。1000万円のうち300万円を没取〕、東京高等裁判所平成25年1月25日決定〔郵船ロジスティクス株式会社に対する保証金没取申立事件。1000万円のうち400万円を没取〕、東京高等裁判所平成25年2月22日決定〔コスモ石油株式会社に対する保証金没取申立事件。800万円のうち500万円を没取〕。

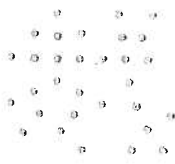
第2 本件において保証金を没取する必要性が認められないこと

1 相手方は審判請求や執行免除制度を濫用していないこと

(1) 相手方の審判請求における主張は正当なものであること

相手方は平成25年3月29日付け排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という。）に対して審判請求（以下「本件審判請求」という。）を行ったが、当該審判手続における主張は、同一の違反行為に関する刑事事件（以下「本件刑事事件」という。）における主張（東京地方裁判所平成27年2月4日判決〔以下「本件地裁判決」という。疎乙第1号証〕及び東京高等裁判所平成28年3月22日判決〔以下「本件高裁判決」という。疎乙第2号証〕参照。）と同内容である。

すなわち、相手方は、まず、産業機械用軸受について、本件排除措置命令における「4社は、平成22年5月下旬頃から同年8月下旬頃までの間、東京都港区芝公園三丁目5番8号所在の機械振興会館等において、産業機械用軸受の販売価格を4社が共同して引き上げること等について、本社営業責任者級の者による会合、本社営業部長級の者による会合、販売地区ごとの支社・支店の長等による会合



を開催するなどして協議を重ね、同年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における4社の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントを、それぞれ引き上げることを需要者等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な需要者ごとに4社が連絡、協議しながら行うことを合意した。」との認定に対して、相手方は、他の3社と値上げ幅、値上げ率、値上げ申入れ時期が異なっていることなどを挙げ、相手方が他の3社と上記合意をしたことを争った（本件高裁判決19頁以下参照。）。

この点について、本件地裁判決は、合意の成立を認めたものの、「原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分に基づいた適宜の値上げ率で引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、上記鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げるという限度では合意が成立したものと認められる。」と、合意の内容を希釈化した上で合意の成立を認めたものであり、「被告会社等4社は、一般軸受8パーセント、大型軸受10パーセントに近似した値上げ率で販売先等に値上げ申入れをすることまでの合意には至らなかった」と判断している（本件地裁判決33～34頁）。このように、本件地裁判決においても本件排除措置命令における認定どおりの判断をしていないのであり、相手方が上記合意の成立を争ったことは正当である。

また、自動車用軸受に関しては、本件排除措置命令における「4社は、平成22年7月上旬頃から同月下旬頃までの間、自動車用軸受の販売価格を4社が共同して引き上げること等について、日本精工

の当社営業責任者級の者がNTN、不二越及びジェイテクトの当社営業責任者級の者に電話をかけるなどして協議を重ね、同年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における4社の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意した。」との認定に対して、相手方が他の3社と上記合意をしたことを争った（本件地裁判決44頁、本件高裁判決68頁等）。

この点について、本件地裁判決及び本件高裁判決は、合意の成立を認めたが、相手方の従業員と電話で上記合意をしたとされる他社の従業員は、公判廷において、「電話線の向こうなんで、表情は見えません。」、「同意をしたかどうかは不明ですが。基本的に、私がその後、話をしてませんから、了解をいただいたというふうに取っています。」などと供述するにとどまっていた（本件地裁判決44頁）のであり、相手方が上記合意の成立を争ったことは正当である。

(2) 相手方は本件排除措置命令の執行を不当に遅延させていないこと

相手方は、本件刑事事件に係る上告が平成29年12月5日付けで棄却され、本件刑事事件に係る有罪判決が確定したことを踏まえ、同月22日、本件排除措置命令に係る審判請求を取り下げた。

相手方としては、本件排除措置命令を引き続き争うことは可能であったが、本件刑事事件と重ねて争うことはせず、本件排除措置命令を受け入れる選択をした。

相手方が上記のような対応をしたのは、相手方が本件排除措置命令の執行を不当に遅延させる意図を有していなかったからにほかならない。

2 競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害された程度は軽微であること

(1) 相手方が違反行為を再発させたという事実は存在しないこと

本件排除措置命令において、相手方による違反行為は、公正取引委員会による臨検及び捜索が行われた平成23年7月26日以降、事実上消滅しているものと認められると認定されている（本件排除措置命令の理由第1の4）。

また、上記違反行為の消滅以降、本件排除措置命令の対象である違反行為や同種の違反行為を相手方が再発させたという事実は存在しない。

したがって、前記第1の2のとおり、競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害される程度は軽微である。

(2) 相手方が違反行為の再発防止策を講じていること

相手方は、本件に係る公正取引委員会の調査が開始された後、①独占禁止法の遵守に関する行動指針の制定及び改定（競合他社との接触の禁止の明確化、競合他社とやむを得ず接触する場合の事前申請、事前届出・許可制の導入を含む。）、②公正取引監察委員会（営業部門及び調達部門における競争法を遵守した公正取引にかかわる統制等を行う部署）、公正取引推進室（競合他社との接触を制限するための諸制度の運営等を行う部署。現在の公正取引推進部）の設置、③独占禁止法の遵守に関する研修の実施、④独占禁止法の遵守に関する監査制度の創設等を行って独占禁止法に違反する行為を予防するための社内活動を継続して行っている（疎乙第3号証【報告命令に対する報告書】）。

3 相手方は保証金相当額の金800万円の運用利益を凍結させられたこと

相手方は平成25年5月27日に金800万円を供託することにより、それ以降、同金員を用いて事業活動を行うことを妨げられ、その運用利益を凍結させられている。

4 結語

以上のとおり、相手方は、審判請求や執行免除制度を濫用しておらず、また、執行免除が認められたことで競争秩序の速やかな回復という公益上の要請が害された程度も軽微である。

他方、相手方は、審判が行われている間、供託した保証金800万円という高額な金銭を運用することができないという具体的不利益を被っている。

以上の事情に照らせば、本件において相手方が供託した保証金800万円の全額を没取する必要は認められない。

以上